

# PCT NEWSLETTER

<https://www.wipo.int/pct/ja>

2024年5月号 | No. 05/2024

PCT ニュースレター日本語訳では、[PCT NEWSLETTER](#) (英語版) の翻訳を提供しています。PCT アップデート (PCT Information Update) の詳細、PCT セミナーカレンダー、PCT 手数料表、PCT 締約国一覧につきましては、英語版をご参照下さい。また、記載される内容は英語版が優先します。

## 国際出願公開における XML レンダリングを視覚化する試行が拡張

PCT ニュースレター 2023 年 10 月号ですすでにお知らせした通り、国際事務局は、国際出願公開における XML レンダリングを視覚化する試行を開始しました。当試行は、国際出願に加えられた修正をより適切に表示し、且つ XML データをより効果的に活用することを目的としています。この視覚化では、修正が加えられた用紙の下部の余白に押印する代わりに、右側の余白に黒線が引かれ、関連する規則と日付が注記されます。このような修正を伴うレンダリングは、XML 形式で提出された元の出願と比較するとページ割りに違いが生じる場合がありますが、提出された XML から生成された元のページと、PDF 文書として提供された差替え用紙を組み合わせた場合のレイアウトの一貫性を高めるものです。

当試行は 2023 年 10 月以降、中国受理官庁 (RO/CN) に提出された XML 形式による国際出願や XML 形式に変換された国際出願に運用されています。当試行から得られた経験と関係官庁との更なる協議の結果、国際事務局は 2024 年 6 月から、受理官庁である日本 (RO/JP) と国際事務局 (RO/IB) に対し XML 形式で提出される国際出願に当試行を拡張することを決定しました。

当試行に関する詳細は、PCT 回章 C. PCT 1656 をご参照下さい。

<https://www.wipo.int/export/sites/www/pct/en/docs/circulars/2023/1656.pdf>

## ブラジルの洪水被害により影響を受けた出願人に対する法的救済措置の可能性

ブラジル国立産業財産機関 (INPI) (ブラジル) は、ブラジルのリオグランデ・ド・スル州における大洪水を受け、PCT 規則 82 の 4.1(d) に従い、リオグランデ・ド・スル州に居住する、営業所を有する、又は滞在する関係者が、2024 年 4 月 24 日から 10 月 28 日までの期間中に当該機関に対して行う手続において PCT 規則に定める期間を遵守できない場合には、当該機関は、PCT 規則 82 の 4.1(a) に基づく遅滞についての許容のための証拠を提出する必要性を放棄する旨を国際事務局 (IB) に通知しました。

近日開催予定の PCT セミナー、ウェビナーや他の PCT 関連イベントをお見逃しなく。  
詳細は今月号の PCT セミナーカレンダーをご覧ください。

追加情報については 2024 年 5 月 21 日付け INPI 公報に掲載された Ordinance No.23 をご参照下さい。

<https://revistas.inpi.gov.br/rpi/>

更に PCT 規則 82 の 4.1(d) に従い、IB (受理官庁としての資格を含む) についても、手続の遅滞がリオグランデ・ド・リオ州の洪水被害によるものである旨が記載されている場合には、PCT 規則 82 の 4.1(a) に基づく期間が遵守されなかったことによる遅滞についての許容を請求するための証拠を提出する必要性を放棄するものとします。

洪水被害により影響を受けた PCT 出願人で、優先期間内に PCT 出願を行うことができなかったものの、12 か月の期間満了から 2 か月以内に PCT 出願を行うことができた PCT 出願人は、PCT 規則 26 の 2.3 に基づき、優先権回復の規定を適用する官庁に対して優先権の回復を請求することができます。INPI は当規則に関し不適合の通知を維持しているため、ブラジルにおいて影響を受けた出願人は、受理官庁である国際事務局に対し PCT 出願を行う選択が可能です。

### 電子的な通信手段の不通により期間が遵守されなかったことによる遅滞についての許容規定 (PCT 規則 82 の 4.2)

#### PCT 規則 82 の 4.2 に基づく通知 (欧州特許庁)

官庁や機関において認められている電子的な通信手段の不通により、所定の期間が遵守されなかったことによる遅滞について許容する PCT 規則 82 の 4.2(a) に従い、欧州特許庁 (EPO) は、以下の期間において (当該官庁が認める電子的な通信手段の一つである) Online Filing version 5.15 に不通が発生したことを国際事務局 (IB) に通知しました。

2024 年 3 月 27 日午後 7 時 20 分 (中央ヨーロッパ時間) から 3 月 28 日午前 10 時 4 分 (中央ヨーロッパ時間)

上記期間中のサービス不通により PCT 規則が定める期間を遵守できなかった出願人は、PCT 規則 82 の 4.2 に基づき、期間が遵守されなかったことによる遅滞についての許容を請求することができます。但し、2020 年 11 月 26 日付け公示 (PCT 公報) 253 ページに掲載された適用状況に従っていることが条件となります。こちらをご参照下さい。

<https://www.wipo.int/export/sites/www/pct/en/docs/official-notice/officialnotices20.pdf#page=253>

当不通に関する情報は EPO ウェブサイトに掲載されています。

<https://www.epo.org/en/service-support/availability-online-services/technical-fault-online-filing-services-reference-no>

WIPO ウェブサイトに掲載された情報はこちらをご利用下さい。

<https://www.wipo.int/pct/en/texts/unavailability.html>  
(訳者注: ページ右上の言語切替ドロップダウンリストから日本語が選択可能)

## 例外的な閉庁日

以下に記載する官庁の閉庁について、PCT 規則 80.5 は、国際出願に関連する文書又は手数料が官庁に到達すべき期間の末日が、関係する官庁が通常業務を行う目的で利用者に対して開庁していなかった日（閉庁した日）に当たる場合には、その期間は当該官庁が通常業務を行う目的で利用者に対して再度開庁する、後続の最初の就業日に満了するよう延長されることを規定している点にご留意下さい。

### インド特許庁 (チェンナイ)

インド特許庁 (チェンナイ) は、2023 年 12 月 4 日は悪天候のため、通常業務を行わずに閉庁した旨を国際事務局 (IB) に通知しました。

当該官庁により IB に提供された閉庁日に関する追加情報は、こちらをご利用下さい。

<https://pct.wipo.int/ePCTExternal/pages/ClosedDates.xhtml>

(訳者注: ページ右上の言語切替ドロップダウンリストから日本語が選択可能)

### シンガポール知的財産庁

シンガポール知的財産庁は、当該官庁の電子出願システムアップグレードのため、通常業務を行う目的で利用者に対して開庁しなかった（閉庁した）日を 2024 年 5 月 1 日（水）から 5 月 13 日（月）までの期間に 3 日間追加した旨を国際事務局に通知しました。追加日は、2024 年 5 月 14 日（火）から 5 月 16 日（木）となりました。

詳細は、IPOS ウェブサイトに掲載された情報をご参照下さい。

<https://www.ipos.gov.sg/news/updates/ViewDetails/circular--excluded-days-from-1-may-2024-to-16-may-2024>

## PCT アップデート

### 米国ドルで支払う国際出願手数料及び取扱手数料 (多くの官庁)

2024 年 7 月 1 日から、PCT 手数料表に記載されている国際出願手数料、30 枚を超える用紙一枚ごとの手数料、手数料表の項目 4 に表示されている電子出願の減額 (該当する場合) 及び取扱手数料の米国ドルでの換算額が変更になります。PCT 出願人の手引 (<https://www.wipo.int/pct/guide/en/> (訳者注: ページ右上の言語切替ドロップダウンリストから日本語が選択可能)) の以下の附属書において、これらの変更が反映されました(訳者注: これらの変更は日本語版にはまだ反映されておられません)。

- 附属書 C (受理官庁): AM、AP、AZ、BH、BW、BY、BZ、CL、CR、DJ、DO、EA、EC、EG、GE、GH、HN、IB、IL、IN、IQ、JM、JO、KE、KG、KH、KZ、LR、MD、MW、MX、NI、OM、PA、PE、PG、PH、QA、RU、SA、SC、SV、SY、TJ、TM、TT、UA、UG、US、UZ、WS、ZM、ZW。
- 附属書 E (国際予備審査機関): CL、EA、EG、IN、PH、RU、US。

EP: 欧州特許機構 (FAX 機の使用停止)

欧州特許庁 (EPO) は 2024 年 7 月 1 日から、ファクシミリの使用を停止し、今後 FAX による書類の提出は受け付けない旨を国際事務局に通知しました。

(PCT 出願人の手引 附属書 B (EP) が更新されました)

ES: スペイン (所在地とあて名)

IB: 国際事務局 (手数料)

2024 年 7 月 1 日から、受理官庁としての国際事務局 (IB) に支払う送付手数料と優先権書類の手数料の米国ドルでの換算額が、以下の通り変更になります。

送付手数料: ..... 110 米国ドル

優先権書類の手数料: ..... 55 米国ドル

航空便の追加手数料: ..... 11 米国ドル

(PCT 出願人の手引 附属書 C (IB) が更新されました)

PT: ポルトガル (微生物及びその他の生物材料の寄託機関に関する情報)

US: 米国 (所在地とあて名、手数料、管轄国際調査及び予備審査機関)

米国特許商標庁 (USPTO) カスタマーサービス窓口の所在地が以下へ変更になりました。

所在地: Customer Service Window  
Knox Building, Room 1D80  
501 Dulany Street  
Alexandria  
VA 22314  
United States of America

当該官庁は 2024 年 3 月 6 日から、オーストラリア特許庁、欧州特許庁、イスラエル特許庁、日本国特許庁、韓国知的財産庁、シンガポール知的財産庁と USPTO に加えて、フィリピン知的財産庁を米国の国民及び居住者が受理官庁としての USPTO (又は IB) に対して行う英語での国際出願のための管轄国際調査機関及び予備審査機関として指定しました。

この指定は 2032 年 3 月 5 日までの 8 年間適用されます。この 8 年間の期間中フィリピン知的財産庁は、各四半期において USPTO からの国際出願の受理件数が 75 件を超えないことを条件に国際調査機関としての役割を担います。また、上記の条件が満たされ、当該官庁が国際調査を実施したことを条件に国際予備審査機関としての役割も担います。

(PCT 出願人の手引 附属書 B (US)、C (US) が更新されました)

### 調査手数料（一部の官庁）

2024 年 7 月 1 日から、以下の官庁が実施する国際調査について、下記に特定された通貨で支払う換算額が変更になります。

ユーラシア特許庁 .....	スイスフラン
連邦知的財産局 (Rospatent) (ロシア連邦) .....	スイスフラン
インド特許庁 .....	スイスフラン
フィリピン知的財産庁.....	スイスフラン
国立産業財産機関 (チリ) .....	スイスフラン
米国特許商標庁 (USPTO) .....	スイスフラン

上述した料金は手数料表 I(b) に表示されています。

(PCT 出願人の手引 附属書 D (CL、EA、IN、PH、RU、US) が更新されました)

### 補充調査手数料 (連邦知的財産局 (Rospatent) (ロシア連邦))

2024 年 7 月 1 日から、Rospatent が実施する補充国際調査について、スイスフランで支払う料金が変更になります。新料金は手数料表 I(c) に表示されています。

(PCT 出願人の手引 附属書 SISA (RU) が更新されました)

### 世界知的財産報告書 2024

WIPO 世界知的財産報告書 2024 年版は “Making Innovation Policy Work for Development” をテーマにヒューマンイノベーション、経済の多様化と産業政策の接点を探っています。また、各国の持続可能な成長の鍵となるのは、地域に根差した将来性のあるイノベーション開発に焦点を当てた政策であると報告しています。本報告書は多くの発展途上国や後発開発途上国を含め、広く成長する経済構造基盤とその達成に必要なイノベーション、創造性や技術力の確保を目的とした産業政策が近年改めて実施されていることを実証しています。本報告書や詳細はこちらをご利用下さい。

<https://www.wipo.int/web/world-ip-report>

### PCT 関連資料の最新/更新情報

#### 中国語の刊行物

2022 年 7 月 1 日付で更新された以下の刊行物の全文が、中国語版 PCT 関連資料ページにてご利用いただけるようになりました。

- PCT 実施細則

(<https://www.wipo.int/pct/zh/docs/texts/ai.pdf>)

- PCT 受理官庁ガイドライン  
(<https://www.wipo.int/pct/zh/docs/texts/ro.pdf>)
- 国際調査及び予備審査ガイドライン  
(<https://www.wipo.int/pct/zh/docs/texts/ispe.pdf>)

## 新しいウェビナー動画

### 英語のウェビナー

以下の英語のウェビナー動画（下部に表示された日付に配信済み）

- Everything you need to know about ePCT webinar series: What's New for Applicants in ePCT (2024 年 4 月 16 日と 18 日)
- Overview of ePCT for ISAs (2024 年 4 月 30 日)

また、ウェビナーで使用された資料は、アーカイブからご利用いただけます。

<https://www.wipo.int/pct/en/seminar/webinars/index.html>

## 実務アドバイス

### 第三者情報提供制度とその効果

Q: 当方には国際調査結果が肯定的な PCT 出願があり、その PCT 出願が公開されましたが、国際事務局から氏名が未記載の第三者によって提供された情報を受け取りました。これは何を意味するのでしょうか？その提供された情報に対してコメントすることはできますか？

A: 第三者情報提供とは、他の出願人、競合他社や一般人を含む関係者が、公開された PCT 出願に関して請求項に記載された発明が新規性を欠く（新規性なし）又は自明である（進歩性なし）と考える場合に提供する見解や意見です。

第三者は、国際出願が公開された後、優先日から 28 か月までの間に ePCT システムを通して国際事務局 (IB) に対し情報提供する機会があります。各情報提供者は、特定の国際出願につき 1 回のみ情報提供を行うことができます。各国際出願あたりの情報提供は 10 件までとされています。

提供される情報には、対象出願の国際出願日より前に公開された先行技術文献、又は優先日が対象出願の国際出願日より前の特許文献を、少なくとも 1 件の引用、最大 10 件まで、を含める必要があります。引用には、対象出願の請求項に記載された発明の新規性や進歩性に対して、各文献がどのように関連性を有するかについての簡潔な説明が必要とされます。提供情報には、引用する各先行技術文献の写しを添付することが推奨されます。情報提供者は匿名で情報提供を行うことを選択できます。

第三者情報提供制度は、ePCT から高度な認証なしで直接利用するか、PATENTSCOPE にて公開された国際出願を確認する際に利用することができます (<https://www.wipo.int/patentscope/en/> からアクセス可能)。その法的根拠は PCT 実施細則第 8 部に記載されています。提供情報の書式、言語等に関する当制度に関連する詳細は、第三者情報提供ユーザガイドをご利用下さい。

[https://www.wipo.int/export/sites/www/pct/en/epct/docs/epct\\_observations.pdf](https://www.wipo.int/export/sites/www/pct/en/epct/docs/epct_observations.pdf)

IB は提供された各情報を点検しますが、新規性や進歩性の問題に係るものであることを確認するだけで、実質的な提供情報の妥当性は審査しません。提供情報が、発明の所有権、産業上の利用可能性、開示の充分性などの問題に関するものであれば、IB はそれを却下し、その旨を第三者に通知することができます。提供情報が受領されると、PATENTSCOPE 上の国際調査報告と同じ欄内で一般に閲覧可能となります。一般に公開されるのは提供情報のみとなります。著作権上の理由から、提供情報と共にアップロードされた先行技術文献は、出願人、国際調査機関、予備審査機関（該当する場合）と指定、選択官庁のみ閲覧可能となります。

IB は提供された情報について出願人に速やかに通知し、出願人と指定官庁の双方にアップロードされた先行技術文献の写しを送付します。IB はまた、国際調査機関 (ISA) 又は国際予備審査機関 (IPEA) の参考のために提供情報と引用文献の写しを送付しますが、当該出願が関係機関に対し係属中である場合に限りです。

この実務アドバイスのケースでは、国際調査はすでに完了しています。従って ISA は第三者情報提供についての通知は受けず、調査結果が見直されることはありません。出願人が第 II 章に基づく国際予備審査請求を行う場合には、IB は IPEA に提供情報の写しを閲覧可能とし、IPEA は国際予備審査報告の作成を開始していない限り、その提供情報を考慮します。

出願人は優先日から 30 か月を経過するまでの国際段階の間、提供情報に対してコメントするオプションがあります。コメントは IB に提出する必要があるため、ePCT 経由で高度な認証を用いてサインインする場合には、望ましくは書類タイプ “Applicant Comments on Third Party Observation” 「第三者情報に対する出願人のコメント」を選択し PDF 文書をアップロードして下さい。コメントは、英語、仏語又は国際出願の公開言語で提出する必要があります。提出されたコメントは PATENTSCOPE 上で一般に閲覧可能となります。第三者は優先日から 28 か月まで情報を提供可能なことから、30 か月の応答期間は、出願人が国内段階へ移行する前に提供情報に対応する時間を確保し、当期間内に出願人による応答を一般に閲覧可能とするものです。この期間を徒過した場合でも、以下に説明するように、出願人は国内段階において更なる反論を提出する機会があるかもしれません。

第 II 章に基づく国際予備審査請求を提出しない場合でも、出願人は提供情報に対してコメントすることができます。いずれにせよ IB は、優先日から 30 か月の経過後速やかに指定官庁に対し提供情報と先行技術文献を閲覧可能とします。米国の国内段階へ移行する出願人は、情報開示陳述書 (Information Disclosure Statement) において自身が周知している関連文献を記載することが義務付けられています。国内段階処理の際にその書類を考慮するか否かを決定するのは指定官庁次第です。出願人は、加えて、類似の第三者情報提供制度を含め適用される国内法令や手続に基づき、国内段階において更なる反論を提出可能な場合があります。

第三者情報提供制度に関する詳細は、PCT FAQ (よくある質問) をご参照下さい。

[https://www.wipo.int/pct/en/faqs/third\\_party\\_observations.html](https://www.wipo.int/pct/en/faqs/third_party_observations.html)

(訳者注: ページ右上の言語切替ドロップダウンリストから日本語が選択可能)

併せて PCT ニュースレター 2012 年 7-8 月号の「実務アドバイス」もご参照下さい。

[https://www.wipo.int/pct/en/newslett/practical\\_advice/pa\\_082012.html](https://www.wipo.int/pct/en/newslett/practical_advice/pa_082012.html) (英語)

[https://www.wipo.int/export/sites/www/pct/ja/docs/newslett/2012/newslett\\_12.pdf#page=56](https://www.wipo.int/export/sites/www/pct/ja/docs/newslett/2012/newslett_12.pdf#page=56) (日本語)